

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則（平成8年12月20日条例第39号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、芦屋市職員の退職手当に関する条例第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号）附則第2項」とする。</u></p> <p>3 当分の間、36年<u>以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者で<u>芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、<u>同項又は芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で<u>芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則（平成8年12月20日条例第39号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、<u>20年以上35年以下</u>の期間勤続して退職した者（<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>この条例による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で<u>改正後の条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）</u>に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で<u>改正後の条例第5条の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則（平成8年12月20日条例第40号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第6条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号）附則第2項」とする。</u></p> <p>3 当分の間、36年<u>以上42年以下</u>の期間勤続して退職した者で<u>芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、<u>同項又は芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で<u>芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則（平成8年12月20日条例第40号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、<u>20年以上35年以下</u>の期間勤続して退職した者（<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>この条例による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で<u>改正後の条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）</u>に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で<u>改正後の条例第5条の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則（平成15年12月22日条例第25号）</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年とした場合に得られる額とする。</p> <p>5 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年とした場合に得られる額とする。</p>	<p>附 則（平成15年12月22日条例第25号）</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年とした場合に得られる額とする。</p> <p>5 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年とした場合に得られる額とする。</p>

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則（平成19年3月20日条例第20号） （芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧退職手当条例」という。）第4条から第6条の2まで及び第7条、附則第15条の規定による改正前の芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第39号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第25号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、<u>傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として退職手当条例第39号附則第2項の規定の例により計算して得られる額</u>）に</p>	<p>附 則（平成19年3月20日条例第20号） （芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧退職手当条例」という。）第4条から第6条の2まで及び第7条、附則第15条の規定による改正前の芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第39号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第25号」という。）附則第4項の規定により計算した<u>退職手当の額が、新退職手当条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで、附則第15条の規定による改正後の退職手当条例第39号附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正後の退職手当条例第25号附則第4項の規定により計算した退職手当の額</u>（以下「新退職手当条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、</p>

改正案	現 行
<p>それぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新退職手当条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで、退職手当条例第39号附則第2項から第4項まで並びに退職手当条例第25号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新退職手当条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2（省略）</p> <p>（芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第7条 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「新学校職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「旧学校職員退職手当条例」という。）第3条から第5条の3まで及び第6条の2、附則第17条の規定による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員</p>	<p>これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2（省略）</p> <p>（芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第7条 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「新学校職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「旧学校職員退職手当条例」という。）第3条から第5条の3まで及び第6条の2、附則第17条の規定による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員</p>

改正案	現 行
<p>退職手当条例第40号」という。) 附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員退職手当条例第25号」という。) 附則第5項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、<u>傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧学校職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として学校職員退職手当条例第40号附則第2項の規定により計算して得られる額</u>)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)<u>にあっては、104分の87</u>)を乗じて得た額が、新学校職員退職手当条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6まで、学校職員退職手当条例第40号附則第2項から第4項まで並びに学校職員退職手当条例第25号附則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「<u>新学校職員退職手当条例等退職手当額</u>」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>退職手当条例第40号」という。) 附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員退職手当条例第25号」という。) 附則第5項の規定により計算した<u>退職手当の額</u>が、新学校職員退職手当条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6まで、<u>附則第17条の規定による改正後の学校職員退職手当条例第40号附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正後の学校職員退職手当条例第25号附則第5項の規定により計算した退職手当の額</u>(以下「<u>新学校職員退職手当条例等退職手当額</u>という。’)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (省略)</p>

退職手当の支給率の改正について

1 自己都合退職

勤続年数	現行	経過措置 H25. 4. 1～	経過措置 H26. 4. 1～	改定後 H27. 4. 1～
1	0.60000	0.58800	0.55200	0.52200
2	1.20000	1.17600	1.10400	1.04400
3	1.80000	1.76400	1.65600	1.56600
4	2.40000	2.35200	2.20800	2.08800
5	3.00000	2.94000	2.76000	2.61000
6	3.60000	3.52800	3.31200	3.13200
7	4.20000	4.11600	3.86400	3.65400
8	4.80000	4.70400	4.41600	4.17600
9	5.40000	5.29200	4.96800	4.69800
10	6.00000	5.88000	5.52000	5.22000
11	8.88000	8.70240	8.16960	7.72560
12	9.76000	9.56480	8.97920	8.49120
13	10.64000	10.42720	9.78880	9.25680
14	11.52000	11.28960	10.59840	10.02240
15	12.40000	12.15200	11.40800	10.78800
16	15.39000	15.08220	14.15880	13.38930
17	16.83000	16.49340	15.48360	14.64210
18	18.27000	17.90460	16.80840	15.89490
19	19.71000	19.31580	18.13320	17.14770
20	23.50000	23.03000	21.62000	20.44500
21	25.50000	24.99000	23.46000	22.18500
22	27.50000	26.95000	25.30000	23.92500
23	29.50000	28.91000	27.14000	25.66500
24	31.50000	30.87000	28.98000	27.40500
25	33.50000	32.83000	30.82000	29.14500
26	35.10000	34.39800	32.29200	30.53700
27	36.70000	35.96600	33.76400	31.92900
28	38.30000	37.53400	35.23600	33.32100
29	39.90000	39.10200	36.70800	34.71300
30	41.50000	40.67000	38.18000	36.10500
31	42.70000	41.84600	39.28400	37.14900
32	43.90000	43.02200	40.38800	38.19300
33	45.10000	44.19800	41.49200	39.23700
34	46.30000	45.37400	42.59600	40.28100
35	47.50000	46.55000	43.70000	41.32500
36	48.70000	47.72600	44.80400	42.36900
37	49.90000	48.90200	45.90800	43.41300
38	51.10000	50.07800	47.01200	44.45700
39	52.30000	51.25400	48.11600	45.50100
40	53.50000	52.43000	49.22000	46.54500
41	54.70000	53.60600	50.32400	47.58900
42	55.90000	54.78200	51.42800	48.63300
43	57.10000	55.86000	52.44000	49.59000
44	58.30000	55.86000	52.44000	49.59000
45	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000

2 定年, 勸奨, 公務外死亡, 通勤災害傷病退職

勤続年数	現行	経過措置 H25. 4. 1～	経過措置 H26. 4. 1～	改定後 H27. 4. 1～
1	1.00000	0.98000	0.92000	0.87000
2	2.00000	1.96000	1.84000	1.74000
3	3.00000	2.94000	2.76000	2.61000
4	4.00000	3.92000	3.68000	3.48000
5	5.00000	4.90000	4.60000	4.35000
6	6.00000	5.88000	5.52000	5.22000
7	7.00000	6.86000	6.44000	6.09000
8	8.00000	7.84000	7.36000	6.96000
9	9.00000	8.82000	8.28000	7.83000
10	10.00000	9.80000	9.20000	8.70000
11	13.87500	13.59750	12.76500	12.07125
12	15.25000	14.94500	14.03000	13.26750
13	16.62500	16.29250	15.29500	14.46375
14	18.00000	17.64000	16.56000	15.66000
15	19.37500	18.98750	17.82500	16.85625
16	21.37500	20.94750	19.66500	18.59625
17	23.37500	22.90750	21.50500	20.33625
18	25.37500	24.86750	23.34500	22.07625
19	27.37500	26.82750	25.18500	23.81625
20	30.55000	28.78750	27.02500	25.55625
21	32.63000	30.74750	28.86500	27.29625
22	34.71000	32.70750	30.70500	29.03625
23	36.79000	34.66750	32.54500	30.77625
24	38.87000	36.62750	34.38500	32.51625
25	41.34000	38.95500	36.57000	34.58250
26	43.21200	40.71900	38.22600	36.14850
27	45.08400	42.48300	39.88200	37.71450
28	46.95600	44.24700	41.53800	39.28050
29	48.82800	46.01100	43.19400	40.84650
30	50.70000	47.77500	44.85000	42.41250
31	52.57200	49.53900	46.50600	43.97850
32	54.44400	51.30300	48.16200	45.54450
33	56.31600	53.06700	49.81800	47.11050
34	58.18800	54.83100	51.47400	48.67650
35	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
36	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
37	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
38	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
39	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
40	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
41	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
42	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
43	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
44	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000
45	59.28000	55.86000	52.44000	49.59000

3 整理, 公務上傷病, 公務上死亡退職

勤続年数	現行	経過措置 H25. 4. 1~	経過措置 H26. 4. 1~	改定後 H27. 4. 1~
1	1. 50000	1. 47000	1. 38000	1. 30500
2	3. 00000	2. 94000	2. 76000	2. 61000
3	4. 50000	4. 41000	4. 14000	3. 91500
4	6. 00000	5. 88000	5. 52000	5. 22000
5	7. 50000	7. 35000	6. 90000	6. 52500
6	9. 00000	8. 82000	8. 28000	7. 83000
7	10. 50000	10. 29000	9. 66000	9. 13500
8	12. 00000	11. 76000	11. 04000	10. 44000
9	13. 50000	13. 23000	12. 42000	11. 74500
10	15. 00000	14. 70000	13. 80000	13. 05000
11	16. 65000	16. 31700	15. 31800	14. 48550
12	18. 30000	17. 93400	16. 83600	15. 92100
13	19. 95000	19. 55100	18. 35400	17. 35650
14	21. 60000	21. 16800	19. 87200	18. 79200
15	23. 25000	22. 78500	21. 39000	20. 22750
16	24. 90000	24. 40200	22. 90800	21. 66300
17	26. 55000	26. 01900	24. 42600	23. 09850
18	28. 20000	27. 63600	25. 94400	24. 53400
19	29. 85000	29. 25300	27. 46200	25. 96950
20	32. 76000	30. 87000	28. 98000	27. 40500
21	34. 47600	32. 48700	30. 49800	28. 84050
22	36. 19200	34. 10400	32. 01600	30. 27600
23	37. 90800	35. 72100	33. 53400	31. 71150
24	39. 62400	37. 33800	35. 05200	33. 14700
25	41. 34000	38. 95500	36. 57000	34. 58250
26	43. 21200	40. 71900	38. 22600	36. 14850
27	45. 08400	42. 48300	39. 88200	37. 71450
28	46. 95600	44. 24700	41. 53800	39. 28050
29	48. 82800	46. 01100	43. 19400	40. 84650
30	50. 70000	47. 77500	44. 85000	42. 41250
31	52. 57200	49. 53900	46. 50600	43. 97850
32	54. 44400	51. 30300	48. 16200	45. 54450
33	56. 31600	53. 06700	49. 81800	47. 11050
34	58. 18800	54. 83100	51. 47400	48. 67650
35	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
36	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
37	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
38	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
39	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
40	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
41	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
42	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
43	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
44	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
45	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000

4 公務外傷病退職

勤続年数	現行	経過措置 H25. 4. 1~	経過措置 H26. 4. 1~	改定後 H27. 4. 1~
1	1. 00000	0. 98000	0. 92000	0. 87000
2	2. 00000	1. 96000	1. 84000	1. 74000
3	3. 00000	2. 94000	2. 76000	2. 61000
4	4. 00000	3. 92000	3. 68000	3. 48000
5	5. 00000	4. 90000	4. 60000	4. 35000
6	6. 00000	5. 88000	5. 52000	5. 22000
7	7. 00000	6. 86000	6. 44000	6. 09000
8	8. 00000	7. 84000	7. 36000	6. 96000
9	9. 00000	8. 82000	8. 28000	7. 83000
10	10. 00000	9. 80000	9. 20000	8. 70000
11	11. 10000	10. 87800	10. 21200	9. 65700
12	12. 20000	11. 95600	11. 22400	10. 61400
13	13. 30000	13. 03400	12. 23600	11. 57100
14	14. 40000	14. 11200	13. 24800	12. 52800
15	15. 50000	15. 19000	14. 26000	13. 48500
16	17. 10000	16. 75800	15. 73200	14. 87700
17	18. 70000	18. 32600	17. 20400	16. 26900
18	20. 30000	19. 89400	18. 67600	17. 66100
19	21. 90000	21. 46200	20. 14800	19. 05300
20	24. 44000	23. 03000	21. 62000	20. 44500
21	26. 52000	24. 99000	23. 46000	22. 18500
22	28. 60000	26. 95000	25. 30000	23. 92500
23	30. 68000	28. 91000	27. 14000	25. 66500
24	32. 76000	30. 87000	28. 98000	27. 40500
25	34. 84000	32. 83000	30. 82000	29. 14500
26	36. 50400	34. 39800	32. 29200	30. 53700
27	38. 16800	35. 96600	33. 76400	31. 92900
28	39. 83200	37. 53400	35. 23600	33. 32100
29	41. 49600	39. 10200	36. 70800	34. 71300
30	43. 16000	40. 67000	38. 18000	36. 10500
31	44. 40800	41. 84600	39. 28400	37. 14900
32	45. 65600	43. 02200	40. 38800	38. 19300
33	46. 90400	44. 19800	41. 49200	39. 23700
34	48. 15200	45. 37400	42. 59600	40. 28100
35	49. 40000	46. 55000	43. 70000	41. 32500
36	49. 40000	47. 72600	44. 80400	42. 36900
37	49. 90000	48. 90200	45. 90800	43. 41300
38	51. 10000	50. 07800	47. 01200	44. 45700
39	52. 30000	51. 25400	48. 11600	45. 50100
40	53. 50000	52. 43000	49. 22000	46. 54500
41	54. 70000	53. 60600	50. 32400	47. 58900
42	55. 90000	54. 78200	51. 42800	48. 63300
43	57. 10000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
44	58. 30000	55. 86000	52. 44000	49. 59000
45	59. 28000	55. 86000	52. 44000	49. 59000